

## 第6回益子町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月20日(金) 午後1時30分から  
午後4時00分

2. 会議開催場所 益子町役場 203会議室

3. 出席委員(25名…農業委員13名、推進委員12名)

|       |     |     |    |
|-------|-----|-----|----|
| 会長    | 13番 | 出口  | 靖雄 |
| 職務代理者 | 12番 | 大塚  | 辰己 |
| 委員    | 1番  | 勝田  | 育夫 |
|       | 2番  | 高濱  | 斉  |
|       | 3番  | 瀬尾  | 洋  |
|       | 4番  | 佐藤  | 武  |
|       | 5番  | 小倉  | 節子 |
|       | 6番  | 黒瀬  | 君枝 |
|       | 7番  | 菊島  | 誠  |
|       | 8番  | 浦壁  | 俊之 |
|       | 9番  | 法師人 | 文子 |
|       | 10番 | 鈴木  | 保  |
|       | 11番 | 床井  | 勉  |

農地利用最適化

|      |     |     |    |
|------|-----|-----|----|
| 推進委員 | 14番 | 池田  | 貞夫 |
|      | 15番 | 押久保 | 一郎 |
|      | 16番 | 福田  | 末夫 |
|      | 17番 | 仁平  | 博志 |
|      | 18番 | 萩原  | 一則 |
|      | 19番 | 吉田  | 栄治 |
|      | 20番 | 谷口  | 則幸 |
|      | 21番 | 滝田  | 末雄 |
|      | 22番 | 廣瀬  | 英夫 |
|      | 23番 | 加藤  | 久雄 |
|      | 24番 | 吉川  | 佳男 |
|      | 25番 | 堀野  | 信一 |

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任について
- 第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見  
決定について
- 第4 議案第30号 非農地証明願いについて
- 第5 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について
- 第6 協議第11号 農業経営改善計画認定申請について
- 第7 報告第6号 農地法第18条6項の規定による通知について

その他 ●第6回益子町農業委員会総会の開催について  
令和2年12月21日(月) 午後1時30分から

6. 農業委員会事務局職員  
農地係長 上田 昌史  
農地係 樋下田 悠平

7. 会議の概要

会議の概要については次のとおり

議 長 皆さんこんにちは。(会長挨拶)  
議 長 ただいまの出席委員数を上田係長より報告をお願いします。  
上田係長 ただいまの出席委員数は農業委員13名、推進委員12名、計  
25名でございます。  
議 長 過半数を越えているため、この総会は成立しております。これよ  
り総会を開きます。

## 日程第1 議事録署名委員の選任について

議長 では、日程第1 議事録署名委員の選任について。益子町農業委員会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

議長 それでは、9番鈴木委員、10番法務人委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の樋下田さんを指名いたします。

## 日程第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長 日程第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号13、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の2ページをお願いいたします。議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号13、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。許可を受けようとする農地：〇〇〇。譲受人の経営状況は、耕作面積5,265㎡、従農者1人、権利の設定は所有権移転売買となっております。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は11月20日に行きました。場所は〇〇〇。譲渡人は現在遠方に働きに出ており、耕作ができないということで近隣の方へ売ることになったようです。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

議長 それでは判断基準を含めこれより質疑に入ります。質疑はございますか？

〇〇〇委員 売買価格はいくらか。

事務局 総額で15万になります。

〇〇〇委員 わかりました。

委員 ありません。

議長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。

議長 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ

- いて判断基準は全てに該当するとみなし、番号13は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)  
議長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり許可することといたします。
- 議長 日程第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号14、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の2ページをお願いいたします。議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号14、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。許可を受けようとする農地：〇〇〇。譲受人の経営状況は、耕作面積5,360㎡、従業者1人、権利の設定は所有権移転贈与となっております。  
以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。  
【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明を求めます。
- 〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は11月7日に行きました。場所は〇〇〇。以前転用許可が出ていましたが、転用目的を達成できなくなったため、耕作目的で譲受人が取得するということです。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 それでは判断基準を含めこれより質疑に入ります。質疑はございませんか？
- 〇〇〇委員 〇〇〇とはどのような会社なのですか。  
事務局 電子機器の製造会社です。  
〇〇〇委員 わかりました。  
委員 ありません。  
議長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。
- 議長 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について判断基準は全てに該当するとみなし、番号14は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)  
議長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり許可することといたします。
- 議長 日程第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号15、事務局の説明を求めます。

- 事務局 総会資料の2ページをお願いいたします。議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号15、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。許可を受けようとする農地：〇〇〇。譲受人の経営状況は、耕作面積18,369㎡、従農者1人、権利の設定は所有権移転売買となっております。以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。
- 【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明を求めます。
- 〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は11月16日に行きました。場所は〇〇〇。譲受人は住んでいるところは少し離れていますが、この近隣に農地を保有し耕作していることから、今後も耕作していくことに問題はないと思われれます。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。
- 議長 それでは判断基準を含めこれより質疑に入ります。質疑はございませんか？
- 委員 ありません。
- 議長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。
- 議長 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について判断基準は全てに該当するとみなし、番号15は原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 議長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり許可することといたします。
- 議長 日程第2 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号16、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の2ページをお願いいたします。議案第28号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、番号16、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。許可を受けようとする農地：〇〇〇。譲受人の経営状況は、耕作面積12,950㎡、従農者2人、権利の設定は所有権移転売買となっております。以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。
- 【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明を求めます。
- 〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は11月15日に行きました。場所は〇〇〇。譲受人もすぐ近隣に住み、農業を営んでいるこ

- とから問題ないと思われます。皆様のご審議の程よろしくお願  
いします。
- 議 長 それでは判断基準を含めこれより質疑に入ります。質疑はござ  
いませんか？
- 委 員 ありません。
- 議 長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。
- 議 長 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請につ  
いて判断基準は全てに該当するとみなし、番号16は原案どお  
り決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委 員 (挙手)
- 議 長 挙手全員でございまして、本案は原案どおり許可することと  
いたします。

### 日程第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す る意見決定について

- 議 長 日程第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許  
可申請に対する意見決定について。番号18、所有権の移転に  
ついて、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の4ページをお願いいたします。議案第29号、農地  
法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につ  
いて、番号18、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受  
人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：駐車場兼資材  
置場。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照し  
てください。  
以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。
- 【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、  
現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、補足説明を  
求めます。
- 〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は11月16日に行いました。  
場所は〇〇〇。前回非農地証明が出ていた場所になります。  
立地基準については第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの  
(c)、都市計画で指定区域内(第1種住居地域)になります。一  
般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしくお願いま  
す。
- 議 長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第3種農  
地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定区域内  
(第1種住居地域)として、立地基準・一般基準を決めたいと思  
います。まず、立地基準はどうでしょうか。

- 委員 異議なし。  
議長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定区域内(第1種住居地域)で賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)  
議長 挙手全員でございますので、第3種農地運用⑤第2の(1)のエのbの(c)、都市計画で指定区域内(第1種住居地域)とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。
- 委員 異議なし。  
議長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)  
議長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号18は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)  
議長 挙手全員でございますので、番号18は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 議長 日程第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号19、使用貸借権の設定について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の6ページをお願いいたします。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号19、使用貸借権の設定について、貸出人：〇〇〇。借受人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：一般住宅敷地。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。  
以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。  
【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、補足説明を求めます。
- 〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は11月6日に行いました。場所は〇〇〇。立地基準については第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第1種農

- 地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 委員 異議なしの声がありましたので、立地基準：第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合で賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 委員 挙手全員でございますので、第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。
- 委員 異議なし。
- 委員 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 委員 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号19は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 委員 挙手全員でございますので、番号19は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 議長 日程第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号20、所有権の移転について、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の8ページをお願いいたします。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号20、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：駐車場兼資材置場。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。
- 議長 以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。  
【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、補足説明を



求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は11月15日に行いました。場所は〇〇〇。立地基準については第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集团的広がり 9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集团的広がり 9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集团的広がり 9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地で賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、第2種農地運用④第2の(1)のカの(ア)、農地の集团的広がり 9.52ha、小規模で生産性の少ない農地、農業公共投資の対象となっていない農地とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。

委員 異議なし。

議長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号20は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、番号20は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号21、所有権の移転について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の10ページをお願いいたします。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につ

いて、番号21、所有権の移転について、譲渡人：〇〇〇。譲受人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：自己用住宅の建築。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は11月8日に行いました。場所は〇〇〇。立地基準については第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合で賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号21は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、番号21は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 日程第3 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。番号22、賃借権の設定について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の12ページをお願いいたします。議案第29号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号22、賃借権の設定について、貸出人：〇〇〇。借受人：〇〇〇。土地の表示：〇〇〇。申請の事由：駐車場。申請の中身につきましては、別添の事業計画書を参照してください。

以後は別添の調査書に基づき説明させていただきます。

【 調査書に基づき説明 】説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当の〇〇〇委員より、現地調査の日、結果ならびに補足説明、立地基準、補足説明を求めます。

〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地調査は11月13日に行いました。場所は〇〇〇。立地基準については第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合。一般基準は該当なしです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。担当委員の、立地基準：第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合として、立地基準・一般基準を決めたいと思います。まず、立地基準はどうでしょうか。

〇〇〇委員 今回の案件は分筆を行うんですか。

事務局 部分転用になりますので分筆は行われたいものと思われま

〇〇〇委員 わかりました。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声がありましたので、立地基準：第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合で賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙手)

議 長 挙手全員でございますので、第1種農地運用①第2の(1)のイの(ア)のa、例外事由(ウ)農業用施設など地域の農業の振興に資する用に供する場合とします。続きまして、一般基準はどうでしょうか。

委 員 異議なし。

議 長 異議なしの声がありましたので、一般基準：該当なしで賛成の方の挙手を求めます。

委 員 (挙手)

- 議長 挙手全員でございますので、一般基準を該当なしとします。質疑を打ち切り採決に入ります。日程第3議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、番号22は許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 議長 挙手全員でございますので、番号22は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

#### 日程第4 議案第30号 非農地証明について

- 議長 日程第4 議案第30号 非農地証明願について、番号24、事務局の説明を求めます。
- 事務局 総会資料の14ページをお願いいたします。議案第30号 非農地証明願について、番号24、申請人：〇〇〇。申請の事由：平成10年より宅地進入路になっています。説明は以上です。
- 議長 事務局の説明が終わりましたので担当の〇〇〇委員より補足説明を求めます。
- 〇〇〇委員 担当の〇〇〇です。現地確認は11月8日に行いました。場所は〇〇〇。私は近所に住んでいますが、20年以上前から進入路として使っていたのは明らかですので何も問題ないと思われま。説明は以上です。
- 議長 それでは質疑に入ります。みなさまご意見はございませんか。
- 委員 ありません。
- 議長 質疑を打ち切り採決に入ります。議案第30号非農地証明願について、番号24、原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。
- 委員 (挙手)
- 議長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり証明することといたします。

#### 日程第5 議案第31号 農用地利用集積計画の決定について

- 議長 日程第5 議案第31号農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

事務局 総会資料の15ページをお願いいたします。議案第31号 農用地利用集積計画の決定について。告示予定年月日：令和2年11月24日。利用権の設定等を受ける者：39人、利用権の設定等をする者：56人、利用権の設定等の面積：164,982.01㎡。所有権の移転を受ける者、利用権の移転を受ける者はございません。利用権設定等の種類別面積 【総会資料15ページの表を説明】農用地利用集積計画内容（設定）【総会資料16ページから23ページの表を説明】説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりましたので、何かご意見等はありませんか？

委員 異議なし。

議長 それでは質疑を打ち切り採決に入ります。日程第5 議案第31号農用地利用集積計画の決定について原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案どおり決定することといたします。ここで暫時休憩とします。

【 休 憩 】

## 日程第6 協議第11号 農業経営改善計画認定申請について

議長 日程第6 協議第11号農業経営改善計画認定申請についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 資料の24ページをご覧ください。  
【議案書を読み上げ、総会資料24～25ページの農業経営改善計画認定申請を説明。】  
以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 何か質問のある方はございませんか？

委員 ありません。

議長 ないようですので、日程第6 協議第11号農業経営改善計画認定申請について、認定番号20-30～20-35について、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 (挙手)

議長 ありがとうございます。挙手全員でございますので、本案は原案どおり承認することとし、町長に回答いたします。

## 日程第7 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議 長 日程第7 報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について、事務局より報告事項の説明を求めます。

事務局 総会資料の26ページをお願いいたします。報告第6号、農地法第18条第6項の規定による通知書について。番号、賃貸人等、賃借人等、解約をしようとする農地、賃借情報、合意解約日、土地引渡し日、の順に読み上げます。

【総会資料26ページを説明】

説明は以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、何かご意見等はございませんか？

委 員 ありません。

議 長 特にないようですので、以上で報告第6号を終わります。

### その他

議 長 その他、事務局の説明を求めます。

事務局 ●第6回の農業委員会が令和2年12月21日(月)の午後1時30分より行われますのでよろしくお願ひします。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに協議、報告事項はすべて終了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

令和2年11月20日(金)

議 長  
議事録署名人  
議事録署名人  
書 記

